

2024. 11. 7 第59回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は7月30日でした。本日は、第59回口頭弁論期日でした。

今回、私たちは、請求の趣旨の一部を取り下げました。

元々の請求の趣旨は、次のようなものでした。

- 1 被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の3ないし5号機の運転を終了せよ
- 2 被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の1ないし5号機建屋に存在する核燃料を最大限の安全を確保して保管・冷却せよ
- 3 被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の1ないし5号機を解体撤去しない方法により廃止措置を行え
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

この請求の趣旨は、2011年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震・津波に起因する福島第一原子力発電所事故を目の当たりにした私たちが、浜岡原発で同じような事故が起きないようにとの思いを込めて考えたものでした。訴えを提起したのは、2011年7月1日でした。当時は、原子炉の廃炉方法について、福島第一原発の事故の教訓を踏まえ、近いうちに規則などの法改正がなされる可能性があるものと考えていました。溶け落ちたデブリを取り出すことなど不可能だから、チェルノブイリのような石棺化による廃炉しかないだろうから、そのような廃炉方法が法制化されるだろうと考えて、3項の請求の趣旨を決めました。しかし、現在、溶け落ちたデブリを取り出すことなど不可能だと分かっているのに、廃炉方法について、法改正がなされません。これでは、法規制に反する廃炉方法を採れということを求めることになりますので、この部分の請求を取り下げました。

建屋内の核燃料の保管については、被告の中部電力に作為を求めるものですが、「最大限の安全を確保」と言っても、抽象的に過ぎて、具体的にどのような保管方法を求めるということが特定できないので、その部分の請求を取り下げました。上記の1項については、私たちは、昨年1月19日、「被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない」という請求の趣旨を追加しましたので、それがあれば、1項は要らないのではないかということになり、そこも取り下げました。ということで、請求の趣旨は、

- 1 被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない

2 訴訟費用は被告の負担とする

という単純なものとなりました。これであれば、争点を絞りこめますし、早急な判断を裁判所に求めやすくなるとも考えました。以上について、原告の皆さまに連絡し、本年10月16日までに皆さまの賛同を得ましたので、請求の趣旨の一部を取り下げました。

さて、本年8月に日本原電の敦賀原発2号機について、原子力規制委員会は、原子炉建屋直下に活断層がある可能性が否定できないことを理由に審査不合格としました。初めての不合格ということです。私たちは、浜岡原発3号機の直下に活断層があると主張し、その証拠を提出しています。中部電力は、活断層ではないとこれを否定していますが、私たちが納得できる説明をしません。原子力規制委員会も、もっと、丁寧に審査すべきです。

その規制委員会は、本年10月11日、浜岡原発の基準津波について、敷地前面で最大25.2mになるという中部電力の試算を、「おおむね妥当」と判断したといっています。中部電力が、福島第一事故の後に作っている防潮堤は高さが22mですから、それを上回る津波が来る可能性があるとして中部電力は認めているのです。今ある防潮堤をかさ上げるのでしょうか？ どのような対策をとるかをこれから検討すると言いますが、かさ上げするというような工事では、津波の圧力で、その工作物は壊れてしまうのではないのでしょうか。

基準地震動に見合った建屋や配管の耐震工事はどのように行うというのでしょうか。つぎはぎだらけの工作物が強い地震動に耐えられるとは考えられません。そして、いつも言いますが、避難計画の実効性、つまり、事故が起きた際、住民が避難する際のやり方が合理的に定められているか、それに従えば安全に避難できるかという実効性については、規制委員会は審査しません。そのような審査基準しかないのが現実です。規制委員会の審査を通ったからと言って、「安全」が「確認」される訳ではないことを私たち住民は、十分に理解しなければなりません。大きな地震がくれば、道路は寸断されます。元日の能登半島地震の被害状況を見れば明らかです。浜岡でも、地震がくれば同様な状況になってしまいます。そのようなおそれがある原発は再稼働させてはなりません。

弁護士 鈴木 敏 弘